

# 平成28年度奨学生[第45期生]募集要項

公益財団法人磯野育英奨学会

## 1. 応募資格

次の(1)～(3)の条件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 平成28年4月に東京都内の大学(大学院)に在学する人(原則として1年生)。
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、かつ、健康で、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる人。
- (3) 大学(大学院)で学業を修めるため経済的援助が必要と認められる人。

## 2. 奨学金

- (1) 給付額 月額18,000円(年額216,000円)  
毎年度4・7・10・1月に当会事務所にて3ヶ月分を給付。【初年度は、7月(6ヶ月分)・10月・1月に給付】
- (2) 給付期間 大学(大学院)の正規の最短修学期間を限度とします。
- (3) 奨学金の返済 不要

## 3. 採用人数

3名程度(1大学から1人推薦可。)

## 4. 応募書類(選考結果に関わらず、応募書類は返却致しませんのでご了承ください。)

- (1) 奨学生願書(指定用紙)
- (2) 学校関係者発行の推薦書
- (3) 学校長(学部長等)発行の調査書(前年度の成績証明書)
- (4) 住民票(同一世帯内全員分の記載のあるもの)
- (5) 市町村長の所得証明書(同一世帯内全員のもの。ただし、6歳未満及び18歳以下の就学者は除く。)
- (6) 健康診断書

## 5. 応募書類の送付先

各大学から、次の宛先に郵送してください。

個人で応募することはできません。

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町一丁目12番14号

公益財団法人 磯野育英奨学会 事務局 宛

## 6. 応募書類の提出期限

平成28年5月13日(金)(必着)

大学への提出期限：平成28年4月22日(金)16時  
提出先：教務係、各校地事務室

## 7. 奨学生の選考方法

- (1) 第1次選考 書類(書類選考の結果は、本人及び学校宛に通知します。)  
なお、応募資格を満たしていても、採用人数等の関係から、ご希望に沿えない場合もあります。
- (2) 第2次選考 面接(面接の結果は、本人及び学校宛に通知します。)

## 8. その他

- (1) 応募の前に、必ず当会や奨学金制度について詳しい内容をご確認ください。
- (2) 奨学生に採用となった場合、毎年度末に「生活状況報告書」及び「成績証明書」をご提出いただきます。(卒業時は、上記に加え「卒業証明書」を提出いただきます。)
- (3) 不明な点は、大学学生部又は下記へお問い合わせください。

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町一丁目12番14号

公益財団法人 磯野育英奨学会 事務局 安達宛

電話：03-3241-0561

FAX：03-3241-3655

E-mail：tsutomu\_adachi@nifty.com

公益財団法人 磯野育英奨学会 奨学生願書 (1 頁目)

⑤ 太線の枠内に黒のボールペンで記入してください。  
 ⑤の氏名欄は、それぞれ自署・押印してください。

① フリガナ		※ 男・女	本人住所 〒	写 真 3.0 mm×4.0 mm
氏 名				
生年月日	平成 年 月 日生		E-mail	
出身校	立 高等学校		電話 — —	
課 程	※ 全日制・定時制・通信制		家族住所 〒	
科・学年	科 平成 年 月卒業		E-mail	
在学大学			電話 — —	
学部 学科 専攻 学年	学部 学科 専攻 学年			

② 生計を一にする家族及び所得 別居者の続柄欄に○×印	就学者を除く家族	続柄	氏 名	年齢	職 業	所得の種類	給与所得	給与以外の所得
		父						
		母						
就学者	続柄	氏 名	設置者別	学 校 種 別		学年	通学別	
	本人							
			※ 国公・私立	※ 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学・大学院		学年	※ 自宅・自宅外	
			※ 国公・私立	※ 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学・大学院		学年	※ 自宅・自宅外	
			※ 国公・私立	※ 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学・大学院		学年	※ 自宅・自宅外	
		※ 国公・私立	※ 小・中・高・高専・専修(高等・専門)・大学・大学院		学年	※ 自宅・自宅外		

③ 学生本人の月次収支	収 入 月 額			支 出 月 額		
	家 庭 か ら	円	住 居 費	円		
	アルバイトから	円	食 費	円		
	他の奨学金から	円	交 通 費	円		
	預金取崩し	円	授 業 料	円		
	その他	円	書 籍 購 入	円		
		円	その他	円		
	合 計	円	合 計	円		

④  
奨学金の給付を希望する理由

(家庭の事情を含めて、できるだけ具体的に書いて下さい。)

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

-----

※印は、該当するものを○で囲んで下さい。  
⑤の氏名欄は、それぞれ自署・押印してください。

⑤

以上のとおり記載事項に相違ありません。貴会の奨学生として採用いただきたくお願い致します。

平成 年 月 日

公益財団法人 磯野育英奨学会 理事長 殿

本人 現住所

電話

氏名

印

保証人 続柄

現住所

電話

氏名

印

# 公益財団法人磯野育英奨学会 平成28年度奨学生 推薦書

この欄は、申請者自身が記入すること。				
大 学 名	学部・研究科	専 攻	申請者氏名	学籍番号
東京藝術大学				
課程(該当の数字に○)	1. 学部                      2. 修士課程                      3. 博士後期課程			

〔推 薦 理 由〕

推薦理由記入者氏名	印

※申請者が、指導教員または学生生活委員等の先生にお願いして記入していただくこと。  
 ※別紙に推薦理由を記入する場合には、本紙の推薦理由欄に「別紙のとおり」と記入した上で、  
 当該欄以外を全て記入(指導教員の署名・押印コピー不可)した本紙に別紙を添付して提出してください。

年            月            日

公式財団法人 磯野育英奨学会 理事長 殿

上記の学生を、貴財団の奨学生として適当と認め、推薦いたします。

東京藝術大学長  
澤      和 樹      印

---

# 公益財団法人磯野育英奨学会奨学金給与規程

## 第1章 総則

公益財団法人磯野育英奨学会定款第3条及び第4条第1項第2号に基づき、この規程を定める。

### (奨学生の資格)

- 第1条 本財団の奨学生となるものは、日本国民であって、東京都下の大学に在学する学生で、学業・人物共に優秀で、かつ健康であって学資の支弁が困難と認められる者でなければならない。
- 2 外国人であっても、前項の条件を備える者は、理事会の承認を得て奨学生となることができる。

### (奨学生の種類)

- 第2条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。
- (1) 大学奨学生
  - (2) 大学院奨学生

### (奨学金の給与金及び金額)

- 第3条 奨学金を給与する期間は、正規の最短就業年限とする。
- 2 前項の期間中に給与する奨学金の額は、次の通りとする。
- (1) 大学奨学生 月額 18,000円
  - (2) 大学院奨学生 月額 18,000円

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

### (奨学生願書及び奨学生推薦書等の提出)

- 第4条 奨学生志望者は、本財団宛ての奨学生願書に、在学学長若しくは在学学部長の推薦書、在学証明書、健康診断書、前年の学業成績表及び保護者の所得証明書等を添えて、本財団に提出するものとする。

### (奨学生の採用)

- 第5条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学長若しくは在学学部長を経て、本人に通知する。

### (奨学金の交付)

- 第6条 奨学金は、3ヶ月毎に3ヶ月分を交付するものとし、特別の事情があるときは、6ヶ月分以上を合わせて交付することができる。
- 2 奨学金の交付は、原則として本財団事務所にて行うものとする。

### (奨学金受領書の提出)

- 第7条 奨学金の交付を受けた奨学生は、その都度直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

### (学業成績及び生活状況の報告)

- 第8条 奨学生は、毎年度末学業成績表及び生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

### (異動届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに本財団に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第10条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

- 2 奨学生の学業又は性向などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第11条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第12条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学長若しくは在学学部長の意見を徴して奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない事由が生じたとき
- (4) 前各号の他試用学生として適当でない事実があったとき
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (6) その他第1条に規程する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第13条 奨学生は、いつでも在学学長若しくは在学学部長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

### 第3章 学生の指導

(奨学生の指導)

第14条 奨学生の資質の向上を図るため学業成績及び生活状況報告書に応ずる適当な指導を行うものとする。

### 第4章 補則

(実施細目)

第15条 この規程の変更は理事会にて定めるものとする。

制 定 平成24年 4月 1日

改 訂 平成28年 3月16日